

**鳥取県告示第658号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯根雨線	変更前	西伯郡南部町東上字峠口1311-1地先から同町東上字牛子山1364-2地先まで	5.6~112.7	1,382.0
		西伯郡南部町東上字牛子山1364-1地先から同字1364-2地先まで	5.3~78.7	884.0
	変更後	西伯郡南部町東上字峠口1311-1地先から同町東上字牛子山1364-2地先まで	11.0~112.7	1,451.0